

顕彰規則

(平成4年3月23日規則第6号)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉に貢献し、その功績顕著なるものを顕彰し、福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 顕彰の種類は、表彰及び感謝とする。

(対象)

第3条 顕彰は次に掲げるものについて、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを行う。

(1) 地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの

- ア 民生委員・児童委員
- イ 自治区長
- ウ 保護司
- エ 社会福祉団体の役員
- オ 民間社会福祉施設の従事者
- カ 各種相談員

(2) 福祉活動で特に市民の模範となるもの

- ア ボランティア活動に功労のあるもの

(3) その他特に顕彰することを適当と認めるもの

- ア 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の役員等
- イ 高齢者又は心身障がい者の介護者
- ウ その他社会福祉事業推進に功労のあるもの

(時期)

第4条 顕彰は、豊田市社会福祉大会でこれを行う。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(選考)

第5条 会長は、表彰及び感謝の対象となるものの推薦を受けたときは、豊田市社会福祉協議会顕彰者選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて、決定するものとする。ただし、金銭及び物品の寄付者に対する顕彰はこの限りでない。

- 2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、事務局次長、地域福祉推進室長及び総務課長をもって充てる。ただし、委員長が必要であると認めるときは、臨時に委員を加えることができる。
- 4 委員長は、会務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによ

る。

7 委員会の事務局は、総務課内に置く

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 顕彰規程（昭和62年規程第7号）は、廃止する。

附 則（平成4年9月22日規則第18号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月28日規則第6号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。